

協議資料1

令和5年2月1日医療審議会

協議資料2

次期医療計画の策定について

令和5年2月

秋 田 県

医療計画について

- 都道府県が、国の定める基本方針に則し、地域の実情に応じて、医療提供体制の確保を図るために策定。
- 医療資源の地域的偏在の是正と医療施設の連携を推進するため、昭和 60 年の医療法改正により導入され、都道府県の二次医療圏ごとの病床数の設定、病院の整備目標、医療従事者の確保等を記載。平成 18 年の医療法改正により、疾病・事業ごとの医療連携体制について記載されることとなり、平成 26 年の医療法改正により「地域医療構想」が記載されることとなった。その後、平成 30 年の医療法改正により、「医師確保計画」及び「外来医療計画」が位置付けられることとなった。

計画期間

- 6年間（現行の第7次医療計画の期間は2018年度～2023年度。中間年で必要な見直しを実施。）

記載事項(主なもの)

○ 医療圏の設定、基準病床数の算定

- ・ 病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分

二次医療圏

【医療圏設定の考え方】

一般の入院に係る医療を提供することが相当である単位として設定。その際、以下の社会的条件を考慮。

- ・ 地理的条件等の自然
- ・ 日常生活の需要の充足状況
- ・ 交通事情等

三次医療圏

【医療圏設定の考え方】

特殊な医療を提供する単位として設定。ただし、都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、当該都道府県の区域内に二以上の区域を設定し、また、都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に応じ、二以上の都道府県にわたる区域を設定することができる。

- ・ 国の指針において、一定の人口規模及び一定の患者流入/流出割合に基づく、二次医療圏の設定の考え方を明示し、見直しを促進

○ 5疾病・6事業（※）及び在宅医療に関する事項

※ 5疾病…5つの疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）

6事業（*）…5つの事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。）、新興感染症等）

（*）令和6年度からは、「新興感染症等の感染拡大時における医療」を追加。

- ・ 疾病又は事業ごとの医療資源・医療連携等に関する現状を把握し、課題の抽出、数値目標の設定、医療連携体制の構築のための具体的な施策等の策定を行い、その進捗状況等を評価し、見直しを行う（PDCA サイクルの推進）

○ 医師の確保に関する事項

- ・ 三次・二次医療圏ごとに医師確保の方針、目標医師数、具体的な施策等を定めた「医師確保計画」の策定（3年ごとに計画を見直し）
- ・ 産科、小児科については、政策医療の観点からも必要性が高く、診療科と診療行為の対応も明らかにしやすいことから、個別に策定

○ 地域医療構想

- ・ 2025年の、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4機能ごとの医療需要と将来の病床数の必要量等を推計

○ 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

- ・ 外来医療機能に関する情報の可視化、協議の場の設置、医療機器の共同利用等を定めた「外来医療計画」の策定

医療計画に係る医療法の改正の主な経緯について

改正年	改正の趣旨等	主な改正内容等
昭和23年 医療法制定	終戦後、医療機関の量的整備が急務とされる中で、医療水準の確保を図るため、病院の施設基準等を整備	○病院の施設基準を創設
昭和60年 第一次改正	医療施設の量的整備が全国的にほぼ達成されたことに伴い、 <u>医療資源の地域偏在の是正と医療施設の連携の推進</u> を目指したものの。	○ <u>医療計画制度の導入</u> ・二次医療圏ごとに必要病床数を設定
平成4年 第二次改正	人口の高齢化等に対応し、患者の症状に応じた適切な医療を効率的に提供するための医療施設機能の体系化、患者サービスの向上を図るための患者に対する必要な情報の提供等を行ったもの。	○特定機能病院の制度化 ○療養型病床群の制度化
平成9年 第三次改正	要介護者の増大等に対し、介護体制の整備、日常生活圏における医療需要に対する医療提供、患者の立場に立った情報提供体制、 <u>医療機関の役割分担の明確化及び連携の促進</u> 等を行ったもの。	○診療所への療養型病床群の設置 ○地域医療支援病院制度の創設 ○ <u>医療計画制度の充実</u> ・二次医療圏ごとに以下の内容を記載 地域医療支援病院、療養型病床群の整備目標 医療関係施設間の機能分担、業務連携
平成12年 第四次改正	高齢化の進展等に伴う疾病構造の変化等を踏まえ、良質な医療を効率的に提供する体制を確立するため、入院医療を提供する体制の整備等を行ったもの。	○療養病床、一般病床の創設 ○ <u>医療計画制度の見直し</u> ・基準病床数へ名称を変更
平18年 第五次改正	質の高い医療サービスが適切に受けられる体制を構築するため、医療に関する情報提供の推進、 <u>医療計画制度の見直し</u> 等を通じた <u>医療機能の分化・連携</u> の推進、地域や診療科による医師不足問題への対応等を行ったもの。	○都道府県の医療対策協議会制度化 ○ <u>医療計画制度の見直し</u> ・ 4疾病5事業 の具体的な医療連携体制を位置付け
平成26年 第六次改正	社会保障と税の一体改革として、 <u>効率的かつ質の高い医療提供体制を構築</u> するとともに、 <u>地域包括ケアシステムを構築</u> することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、所要の整備等を行う。	○病床機能報告制度の創設 ○ <u>地域医療構想の策定</u> ○地域医療介護総合確保基金の創設 ○地域医療構想調整会議の設置
平成30年 第八次改正	地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するため、都道府県の医療計画における医師確保に関する事項の策定等の措置を講ずる。	○医師確保計画の策定 ○外来医療提供体制の確保 ○地域医療構想の実現のため知事権限の追加
令和3年 第九次改正	良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進する観点から、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を進めるため、 <u>新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保に関する事項を医療計画へ位置付け</u> 。	○ <u>医療計画制度の見直し</u> ・第8次医療計画から、新興感染症等の感染拡大時における医療を既存の5事業に追加し、5疾病・6事業に ○外来医療の機能の明確化、連携

※平成27年の改正で「地域医療連携推進法人」の認定制度を創設

医療計画の策定に係る指針等の全体像について

【医療法第30条の3】

厚生労働大臣は基本方針を定める。

基本方針【大臣告示】

医療提供体制確保の基本的考え方

【法第30条の8】

厚生労働大臣は、技術的事項について必要な助言ができる。

医療計画作成指針【局長通知】

医療計画の作成

- 留意事項
- 内容、手順 等

疾病又は事業ごとの医療体制について
【課長通知】

疾病・事業別の医療体制

- 求められる医療機能
- 構築の手順 等

【法第30条の4第1項】

都道府県は基本方針に即して、かつ地域の実情に応じて医療計画を定める。

医療計画

○疾病・事業ごとの医療体制（*）

- ・ がん
- ・ 脳卒中
- ・ 心筋梗塞等の心血管疾患
- ・ 糖尿病
- ・ 精神疾患
- ・ 救急医療
- ・ 災害時における医療
- ・ へき地の医療
- ・ 周産期医療
- ・ 小児医療(小児救急含む)
- ・ 在宅医療
- ・ その他特に必要と認める医療

○居宅等における医療

○地域医療構想

○地域医療構想を実現する施策

○病床機能の情報提供の推進

○外来医療の提供体制の確保（外来医療計画）

○医師の確保（医師確保計画）

○医療従事者（医師を除く）の確保

○医療の安全の確保

○二次医療圏・三次医療圏の設定

○医療提供施設の整備目標

○医師少数区域・医師多数区域の設定

○基準病床数 等

（*）令和6年度からは、「新興感染症等の感染拡大時における医療」が追加

※本県では、法第30条の4第1項に基づく「医療計画」を「医療保健福祉計画」として策定

見直しに係る国の動向について

○R03.5.21

「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」成立（R03.5.28公布）

○R03.6.3

国では「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」の施行に向けた検討を社会保障審議会医療部会で実施

○新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保に関する事項の医療計画への位置付けについては、第8次医療計画に向けた基本方針等の改正に関する検討を進める中で、具体的な記載項目等についてする必要があり、そのため、第8次医療計画に関する検討の場が必要

見直しに係る国の動向について

OR03.6.18

国で設置した「第8次医療計画の策定に向けた検討会」において、令和6年度からの第8次医療計画をより実効性の高いものとするため、当該計画の作成指針の見直し等について検討を開始

【目的】

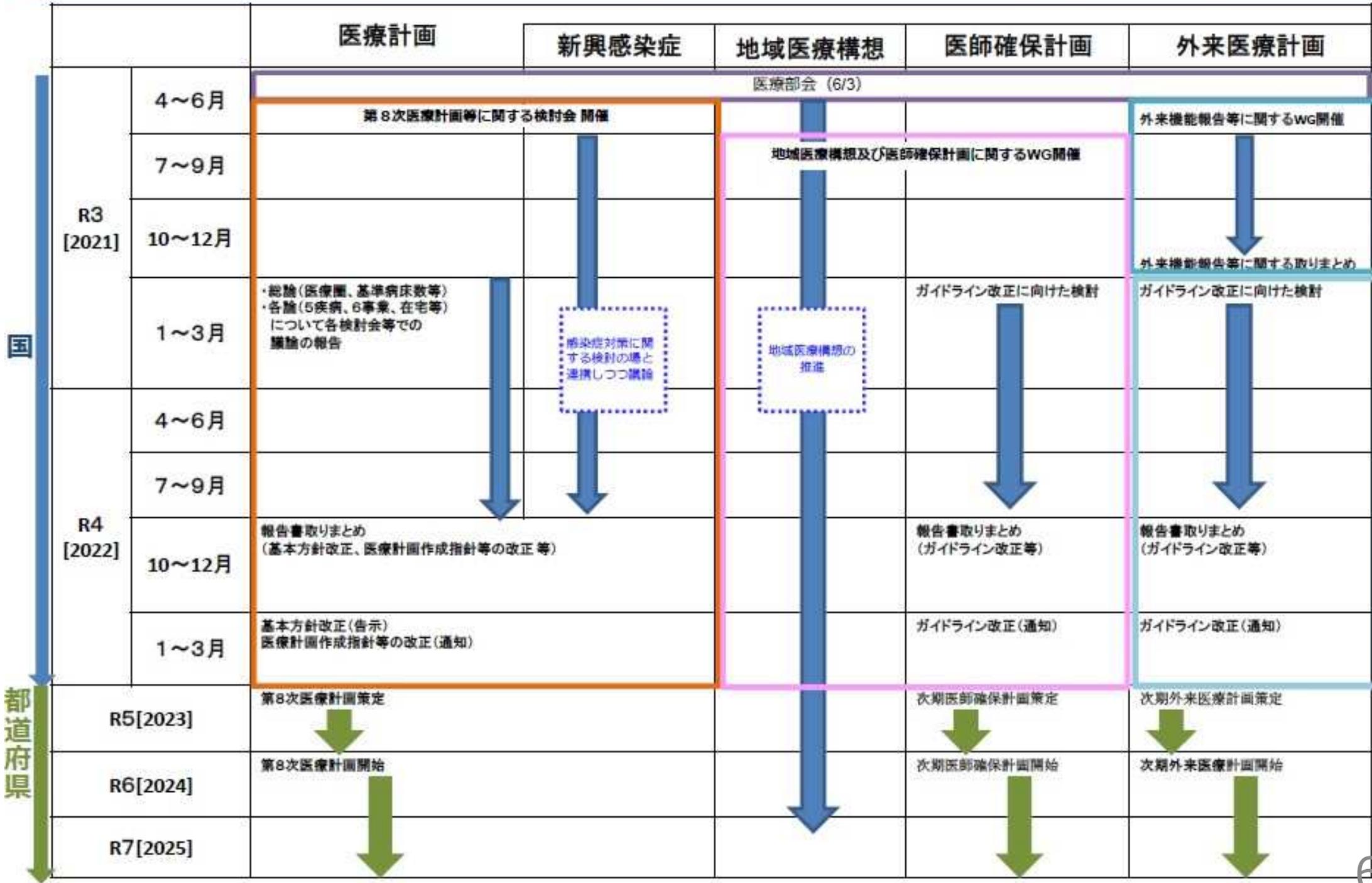
- 医療計画は、医療機能の分化・連携の推進を通じて、地域において切れ目のない医療の提供を実現し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることを目的とする。
- 本検討会は、現行の医療計画の課題等について整理を行うことにより、令和6年度からの第8次医療計画をより実効性の高いものとするため、当該計画の作成指針の見直し等について検討することを目的に開催する。

【検討事項】

- 第8次医療計画の作成指針等について
- 医師確保計画、外来医療計画、地域医療構想について
- その他第8次医療計画の策定及び施策の実施に必要な事項について

第8次医療計画に向けた取組（全体イメージ）

令和3年6月18日
第8次医療計画等に関する検討会資料（一部改）



医療計画の作成について

- これまで、医療のアクセスや質を確保しつつ、持続可能な医療提供体制を確保するため、医療機能の分化・強化、連携や、地域包括ケアシステム推進等の取組を進めてきた。
- 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、我が国の医療提供体制に多大な影響が生じ、地域医療の様々な課題が浮き彫りとなり、地域における入院・外来・在宅にわたる医療機能の分化・強化、連携等の重要性、地域医療全体を視野に入れて適切な役割分担の下で必要な医療を面として提供することの重要性などが改めて認識された。
- 一方で、この間も、人口減少・高齢化は着実に進んでおり、医療ニーズの質・量が徐々に変化するとともに、今後は、特に生産年齢人口の減少に対応するマンパワー確保や医師の働き方改革に伴う対応が必要になることを踏まえ、地域医療構想を引き続き着実に推進し、2040年を見据えた人口構造の変化への対応を図ることが必要である。さらに、質の高い医療の提供や効率化を図る観点から、情報通信技術（ICT）の活用や、医療分野のデジタル化を推進していくことが求められている。
- 令和6年度から始まる第8次医療計画を作成する際には、これらの課題を踏まえ、地域の実情に応じて、関係者の意見を十分に踏まえた上で行うこととする。

※ 令和4年12月9日、第20回第8次医療計画等に関する検討会「意見のとりまとめ(案)」より

次期医療計画の策定について(案)(1/2)

1 趣旨

本県の医療の需給状況や患者の疾病構造の変化に対応した地域医療を確保するため、令和6年度から開始される新たな医療保健福祉計画を策定する。

2 検討体制

(1) 医療審議会及び医療計画部会

国から示される医療計画作成指針を基に、医療審議会及び医療審議会医療計画部会において、調査・審議等を行い、計画を策定する。

なお、現状の課題と分析及び計画原案の策定など、具体的な調査・審議は医療審議会医療計画部会において行う。

(2) 医療連携体制等検討会

医療審議会医療計画部会に、5疾病・6事業及び在宅医療の分野ごとに、医療連携体制等検討会を設置し、医療連携体制及び目標等の検討を行う。

- ・5 疾病 がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患
- ・6 事業 救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療、
新興感染症等の感染拡大時における医療
- ・在宅医療

(3) 地域医療保健福祉協議会(地域医療連携体制等検討会)

二次医療圏内の医療連携体制について検討を行う。

次期医療計画の策定について(案)(2/2)

3 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間

4 記載事項

- ① 5疾病・6事業及び在宅医療に係る目標、医療連携体制
- ② 医療従事者の確保
- ③ 医療の安全確保
- ④ 医療圏の設定
- ⑤ 基準病床数 等

5 策定に係る法的手続き

- ・医療審議会への諮問・答申
- ・医師会、歯科医師会、薬剤師会等への意見聴取
- ・市町村、保険者協議会等への意見聴取
- ・国への提出・公示

6 策定スケジュール

- ・令和5年2月 医療審議会
- ・令和5年3月～ 医療計画部会での審議、医療連携体制等の検討
- ・令和6年1月 計画素案のパブリックコメント、関係団体への意見聴取
- ・令和6年3月 計画案の医療審議会での審議・承認、公示
- ・令和6年4月 新計画施行

※この案は、現時点の案であり、国が定める基本方針により内容が変更となることがあります。

次期医療計画策定スケジュール予定

	令和5年												令和6年		
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
医療審議会	第1回 次期医療 計画策定 について			第2回 医療圏の 設定								計画素案 パブリック コメント		第3回 計画案 答申	
医療審議会 計画部会		第1回 医療圏の 現状と 課題	第2回 医療圏 設定の 方針の 検討							第3回 計画素案 協議・決定		関係団体 への 意見聴取	第4回 計画案 協議・決定		
医療連携体制等検討会					第1回 各対策の 現状と課題 の検討		第2回 各対策の 素案協議		第3回 各対策の 素案決定						
地域保健 医療福祉 協議会						第1回 各地域の 現状と課題 の検討						第2回 計画素案の 意見聴取			
【参考】 地域医療構想調整会議							第1回 全体会 病床機能報告・ 外来機能報告の 共有・協議			第1回 専門部会 病床機能の 検討			第2回 全体会 対応方針の 検証・見直し		

※このスケジュールは、現時点の予定であり、各会議の開催回数は増となる場合があります。

二次医療圏の在り方を含めた議論について

二次医療圏の設定

～第8次医療計画等に関する検討会「意見のとりまとめ(案)」より～

既設の二次医療圏が、入院に係る医療を提供する一体の圏域として成り立っていない場合は、その見直しについて検討することとする。その基準は第7次医療計画における考え方(※1)を踏襲し、見直しを行わない場合においてはその理由(地理的条件、面積、交通アクセス等)を明記することとする。

～ (中 略) ～

都道府県が医療計画(※2)を策定する際は医療圏の設定について優先的に議論を行うとともに、その検討状況を先んじて国に報告するよう求める。

本県の医療圏の現況

～平成30年3月策定「秋田県医療保健福祉計画」より～

【二次医療圏の設定】

- 国の医療計画策定方針において、一定の見直しの要件(※1)の下、検討を行った結果、引き続き、現行の8つの二次医療圏を設定することとし、がん・脳卒中・急性心筋梗塞等の高度な医療機能が必要とされる疾病については、隣接する二次医療圏との連携体制の構築に努めていくこととする。
- 継続的な入院需要の減少局面において、二次医療圏の在り方を含めた本県の将来目指すべき医療提供体制の姿については、引き続き検討を行っていく。

各医療圏の地域

区分	単位地域
一次医療圏	各市町村
二次医療圏	8つの二次医療圏
三次医療圏	県全域 広域的エリアとして 県北・中央・県南を 設定

(※1) 人口規模が20万人未満の二次医療圏で、流入患者割合が20%未満、流出患者割合が20%以上である場合、二次医療圏の見直しが必要

(※2) 本県では、「医療保健福祉計画」として策定